

16 安心して生活するために利用できるサービスは？



1) 受診支援

支援内容 (支援団体名)	概 要	問い合わせ先
認知症初期集中支援	もの忘れについて心配と思ったら、相談しましょう。 詳細は、P14 をご参照ください。	地域包括支援センター P14 参照
訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、通院等を目的とした乗降介助等を行います。介護度によって支援内容が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。	地域包括支援センター P14 参照 居宅介護支援事業所 (※別冊子参照)
訪問看護	看護師等が自宅を訪問し、病状の観察をし、状態によっては受診を勧めたり、訪問診療につなげる支援を行います。	在宅医療・介護連携 サポートセンター 65-9050 地域包括支援センター P14 参照 居宅介護支援事業所 (※別冊子参照)
認知症の相談ができる医療機関	P 15 ～ 16 をご参照ください。	長寿課 66-1105
かかりつけ医	健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師です。	在宅医療・介護連携 サポートセンター 65-9050
訪問診療	通院が困難な方の自宅に、医師が定期的に診療のため訪問し、計画的に健康管理を行います。 訪問診療・往診を行っている医療機関については、別冊子「がまごおりし 病院・診療所・歯科医院・薬局ガイド」をご参照ください。	
在宅福祉サービス「ふれあい蒲郡」	日常的に車いすを利用している方等を対象に、病院等への送迎サービスを行います。	蒲郡市社会福祉協議会 69-3911
高齢者割引タクシーチケット	高齢者の外出手段確保対策として、70 歳以上の方に市内の乗降に限り、3 割引でタクシーが利用できるタクシーチケットを配布します。	交通防犯課 66-1156

2) 服薬管理支援

支援内容 (支援団体名)	概 要	問い合わせ先
かかりつけ薬局	薬による治療のこと、健康や介護に関すること等に豊富な知識と経験を持ち、患者さんや生活者のニーズに沿った相談に応じることができる薬剤師です。 必要に応じて医師や介護保険担当と連携し、在宅での訪問薬剤指導も行ないます。 ◎お薬手帳は 1 冊にまとめ、上手に活用しましょう。	別冊子「がまごおりし 病院・診療所・歯科医院・薬局ガイド」 参照
訪問看護	看護師等が自宅を訪問し、病状の観察をし、服薬の確認や正しく服薬できるように支援を行います。	在宅医療・介護連携 サポートセンター 65-9050 地域包括支援センター P14 参照 居宅介護支援事業所 (※別冊子参照)



3) 介護保険サービスの利用支援

支援内容 (支援団体名)	概 要	問い合わせ先
地域包括支援センター	要支援 1・2、事業対象者の方が介護保険サービスを利用できるようにご相談に応じるとともに、介護予防サービス計画書（介護予防ケアプラン）を作成します。	地域包括支援センター P14 参照
居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー)	要介護 1～5の方が介護保険サービスを利用できるようにご相談に応じるとともに、ケアプランを作成します。	居宅介護支援事業所 (※別冊子参照)

※別冊子＝「がまごおりし介護保険サービス事業所ガイド」



4) 家族のこころの支援

支援内容 (支援団体名)	概 要	問い合わせ先
がまごおり 認知症家族の交流会	介護者同士の交流と介護者の息抜きを提供するために、認知症の人を介護する家族を対象に月 1 回交流会を開催しています。	健康推進課 67-1151
認知症支援講座	認知症の初期から中期の方を介護する家族が、認知症の方に無理なく関わられるよう、早い段階から認知症の知識や利用できる制度について学ぶ 6 回コースの講座を開催しています。	
認知症の人と 家族の会 (愛知県支部)	認知症の人と家族を支援している全国組織の団体です。他地域の方とも交流できます。 平日 10～16 時に認知症の電話相談が出来ます。 (愛知県認知症電話相談 0562-31-1911)	認知症の人と家族の会 (愛知県支部) 0562-33-7048
介護者のつどい	家庭で介護されている介護者の方々が「介護のコツ」を学んだり介護の悩みなどを相談する場です。また、リフレッシュのための交流や催しも行います。	蒲郡市社会福祉協議会 69-3911
認知症カフェ	認知症の方やその家族と地域住民・支援関係者が集い交流するために、身近な地域で開催し、認知症の方とその家族、地域の方々とのつながりを支援します。	長寿課 66-1105

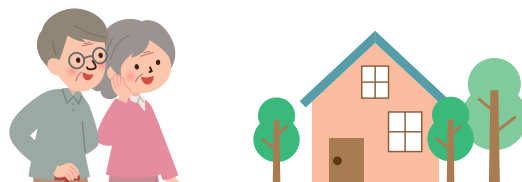


5) 自宅での介護を支援するサービス

支援内容 (支援団体名)	概 要	問い合わせ先
訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、食事・排泄等の身体介護や、掃除・洗濯等の生活援助を行います。	長寿課 66-1176 地域包括支援センター P14 参照 居宅介護支援事業所 (別冊子「がまごおり し介護保険サービス事 業所ガイド」参照)
訪問看護	看護師等が自宅を訪問し、病状の観察や療養上のお世話をします。	
訪問 リハビリテーション	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の専門職が自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。	
訪問入浴介護	介護・看護の専門職が、運搬可能な浴槽を持参して訪問し、入浴の介助を行います。	
通所介護	通所介護施設に通い、日帰りで入浴や食事の提供、日常生活上の介護や機能訓練等を受けられます。	
認知症対応型 通所介護	認知症の症状がある方が通所介護施設等に通い、入浴、食事等の介護や機能訓練を受けられます。	
短期入所生活介護・ 短期入所療養介護	介護老人福祉施設等に短期間入所して、食事、入浴等の介護や機能訓練を受けられます。	
小規模多機能型 居宅介護	「通所サービス」を中心に「訪問」や「宿泊」等のサービスを組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、食事等の介護や機能訓練等を受けられます。	
福祉用具貸与・購入	車いす、歩行補助つえ等福祉用具を借りることができます。また、貸与になじまない排泄や入浴に使う福祉用具の購入費用の一部を、申請により支給します。	
家庭介護用品給付券 支給事業	要介護4・5の方を在宅で介護している、市民税非課税世帯の方に、紙おむつなどの介護用品と交換できる券(月額8,300円分)を支給します。	
介護老人保健施設	要介護の方で、病状が安定し、リハビリテーションが必要な方が入所して、介護や機能訓練等を受けることで、在宅生活に戻れるよう支援します。	蒲郡市社会福祉協議会 69-3911
車いす貸与事業	介護等で車いすを一時的に必要とされる方に、車いすを貸与します。	
ふれあい蒲郡	日常生活を営むことに支障がある方が利用会員として家事援助、身体介助、通院介助等のサービスを受けることができます。	蒲郡市民病院 66-2200
家族のレスパイト [※] を 目的とした入院	必要性に応じて蒲郡市民病院に一時的に入院していただき、家族の介護負担を軽減できるよう支援します。	
ワンコイン お助けサービス	高齢者世帯を対象に、ごみ出しや電球の取り替え等、既存の公的サービス等では対応できない簡単な困りごとを「ワンコイン(500円)」でお手伝いします。	シルバー人材センター 69-2500
シルバー人材 センター	家事手伝い、草刈、大工工事、ふすま張り、植木の手入れ等を請け負います。	

※高齢者などを在宅でケアしている家族を癒すため、一時的にケアを代替しリフレッシュを図ってもらう家族支援のこと。

6) 住まいの支援



支援内容 (支援団体名)	概 要	問い合わせ先
家具等転倒防止事業	要支援・要介護の方や 70 歳以上の方のみの世帯等に、自宅の起居する部屋にある転倒の恐れのある家具に転倒防止器具を取り付けます。	危機管理課 66-1208
シルバーハウジング	高齢者の生活に配慮した設備を持つ公的賃貸住宅で、生活援助員を派遣し、福祉サービスを行います。	建築住宅課 66-1132
養護老人ホーム	65 歳以上で環境上及び経済的な理由により家庭で生活することが難しい方が入所します。	長寿課 66-1105
ケアハウス	60 歳以上で自立的な生活を望む方が入居することで、生活相談、入浴、食事の提供を受けられます。	長寿課 66-1105 地域包括支援センター P14 参照
サービス付き 高齢者住宅	安心して住めるバリアフリー構造であり、日中は介護スタッフが常駐し、安否確認と生活相談サービスを受けることができます。	
有料老人ホーム	自由契約に基づき、全額自己負担で入居します。食事、健康管理等のサービスを受けることができます。 ※介護付有料老人ホームでは、要支援・要介護の方は、介護保険サービスを受けることができます。	
住宅改修補助	要支援・要介護の方が住み慣れた自宅で安心して暮らすために、20 万円を上限として住宅の改修費用を支給します。	長寿課 66-1176 地域包括支援センター P14 参照
グループホーム	要支援 2・要介護の方で、認知症の症状のある方が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けられます。	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護 3～5 の方で、常に介護が必要で在宅介護が難しい方が入所することで、日常生活の介助等を受けられます。	
介護医療院	要介護の方で、病状が安定し長期間療養が必要な方が入所することで、医療や看護または介護等を受けられます。	居宅介護支援事業所 (別冊子「がまごおり し介護保険サービス事 業所ガイド」参照)

7) 社会参加・仲間づくり支援



支援内容 (支援団体名)	概 要	問い合わせ先
いきいきサロン	誰でも、気がねなく参加できる場所です。お茶を飲みながらおしゃべりをしたり、簡単な運動やゲームをする等多種多様な活動を楽しんでいます。	長寿課 66-1105
地域の自主グループ	地域住民が主体となり運動や趣味活動を積極的に行っています。	
友愛クラブ (老人クラブ)	地域行事や交流事業等を通じ、健康づくりや生きがいづくりに努めています。概ね 60 歳以上の方であれば誰でも加入できます。	寿楽荘 59-7411
認知症カフェ	認知症の方やその家族と地域住民・支援関係者が集い交流するために、身近な地域で開催し、認知症の方とその家族、地域の方々とのつながりを支援します。	長寿課 66-1105
介護予防 健康づくり教室	市及び地域包括支援センターが開催する介護予防・健康づくりのための教室が多数あります。元気なうちから体を動かし、脳を鍛えていくことで老化防止や身体機能を維持していただけるよう支援します。	長寿課 66-1105 健康推進課 67-1151
公民館活動	地区公民館や地区集会所では、体操教室・カラオケ・手芸・陶芸等の会を開催しています。会により参加費用は異なりますが、誰でも気軽に参加できます。	生涯学習課 66-1167
各種サークル活動	文化・芸能・ボランティア・軽スポーツ等幅広い活動を行っています。	
寿楽荘	高齢者の健康増進のため、レクリエーション活動や各種運動、文化的な教室を開催します。また、毎週水曜日には「ふれあい入浴の日」として無料送迎サービスを行います。	寿楽荘 59-7411
ボランティアセンター 活動事業	ボランティア活動の相談や紹介、ボランティア連絡協議会活動や各ボランティア団体活動の支援を行います。また、福祉体験教室、ボランティア養成講座等を行います。	蒲郡市社会福祉協議会 69-3911
ふれあい蒲郡	協力会員として通院介助や家事援助等のサービスを提供し、相互扶助を行います。	
介護支援 ボランティア事業 (まごころDEちよいボラ)	元気な高齢者がポイント付与をきっかけに新たにボランティア活動をすることで、仲間づくりや地域貢献できるように奨励・支援します。	長寿課 66-1105
シルバー人材 センター	健康で意欲のある高齢者に就労の機会を提供し、地域社会への参加を促進し、ご自身の健康を保持するとともに働く喜びと生きがいづくりの場を創出します。	

8) 見守り支援

支援内容 (支援団体名)	概 要	問い合わせ先
独居高齢者安否 確認事業	シルバーカードに登録している75歳以上のひとり暮らしで、要介護1以上の認定を受け、他に安否確認する方法がない方を対象に、安否確認を目的に乳酸菌飲料を配布します。	蒲郡市社会福祉協議会 69-3911
配食サービス	食生活の自立支援と安否確認のため、65歳以上の方のみの世帯で栄養状態の改善が必要と認められる方に、給食の配達及び見守り支援を行います。	長寿課 66-1105
シルバーカード事業	民生児童委員の協力を得て、65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方を登録し、必要に応じて生活支援サービスの相談、調整等を行います。	
高齢者見守り ネットワーク事業	認知症の方とその家族を地域で温かく見守る体制の整備のため、市内の店舗等による高齢者見守りネットワーク拡充に努めています。	
認知症高齢者 捜索・声かけ訓練	地域での認知症高齢者捜索・声かけ訓練を行うことにより、発見時の声かけの方法等を周知するとともに、地域住民による早期発見のための見守り体制の強化を図ります。	
認知症高齢者等 居場所検索支援事業	行方不明になる恐れのある認知症の方を介護している家族等に、位置情報携帯探知機等への利用助成を行い、早期保護と介護家族の精神的・肉体的負担の軽減を図ります。	
認知症等個人賠償 責任保険事業	認知症によるひとり歩き中の事故（鉄道事故など）に備えた保険制度で、加入者が法律上の損害賠償責任を負った場合などに、最大1億円を補償します。加入対象者は、原則、認知症による徘徊の恐れのある市内在住の方（ただし、施設などに入所されている方は除きます）で、加入費用は無料です。	
認知症高齢者等 見守りシール交付事業	認知症等により、外出中に行方不明となる恐れのある高齢者の衣類や帽子・持ち物等に貼る専用のQRコード付シールを交付する制度です。発見者がQRコードを読み取ること、事前に登録したご家族に対してメールが発信され、早期発見・保護につなげる取り組みです。初回の交付は無料です。	
日常生活用具 給付事業	概ね65歳以上のひとり暮らしの方等で日常生活に不安のある方に対して、電磁調理器、火災警報器の給付を行います。	
ガス漏れ警報機 貸与事業	住宅環境の安全確保のため、65歳以上のひとり暮らしの方にガス漏れ警報機を貸与します。	
緊急通報体制等 整備事業	65歳以上のひとり暮らしの方等で対象疾患があり必要と認められる方に、急病等の緊急時にボタンを押すだけで24時間、消防とつながる機器を貸与します。	
安心カード配布	あらかじめ緊急連絡先等を記入したカードを携帯していただき、万一の際の救急活動時に活用します。	蒲郡市社会福祉協議会 69-3911
介護マーク	認知症の方等に付き添う家族等が、介護時に周囲から誤解を受けないためのマークを配布します。	
認知症サポーター 養成講座	市民に認知症の症状や支援の仕方について知っていただく講座を開催し、養成された認知症サポーターが地域で認知症の方とご家族を見守ります。	蒲郡市社会福祉協議会 69-3911
救急医療情報キット	健康に不安がある方等に、自宅で万一の緊急時に病歴やかかりつけ医、服薬状況、緊急連絡先等の情報を救急隊員に伝えるための専用キットを配布します。キットの配布は、長寿課・福祉課・危機管理課で行っています。	消防本部 68-5119



9) 権利擁護支援

支援内容 (支援団体名)	概 要	問い合わせ先
日常生活 自立支援事業	認知症や障がいにより、日常的なお金の出し入れ、福祉サービスの契約等に不安を抱えている方の支援や大切な書類お預かりを行います。	蒲郡市社会福祉協議会 69-3911
成年後見制度	認知症等により資産管理や日常生活に必要な契約等を行うことが難しくなった方やご家族を対象に、相談を受け自立した生活が営めるよう支援を行います。また、法律に基づき本人に代わって必要な支援を行うことにより、本人の権利を擁護します。	
法律相談	市役所市民相談室、勤労福祉会館相談室にて予約制で弁護士による法律相談を行っています。	市民課 66-1110 蒲郡市社会福祉協議会 69-3911
身元保証ができる NPO 法人	身寄りや親族がいない等の場合に、身元保証や生活支援を親族に代わって行う NPO 法人等の有料サービスです。 ※個人契約が必要です。	長寿課 66-1105
消費生活被害相談	商品・サービスに関する契約トラブルや悪質商法による消費者被害などの相談窓口です。 消費者ホットライン（188 番）へお電話いただくと身近な消費生活相談窓口につながります。	東三河消費者 生活蒲郡センター 66-1204

10) 経済的支援

支援内容 (支援団体名)	概 要	問い合わせ先
障害者控除対象者 認定書の発行	65 歳以上で要介護認定を受けている被保険者または扶養親族の方は、年末調整や確定申告などの所得申告をするときに、「障害者控除」として一定の金額を差し引くことができる場合があります。 対象となる方には、2 月中旬頃までに「障害者控除対象者認定書」を郵送します。	長寿課 66-1176
介護保険 負担限度額認定証の 発行	所得の低い方が一定の基準を満たしている場合、申請により「負担限度額認定証」を発行します。 この認定証を所持している方が、短期入所生活介護等で施設を利用し、その滞在費・食費などが定められた上限を超えた場合には、超えた分については介護保険が負担します。	
高額療養費、 高額介護サービス費、 高額医療・高額介護 合算療養費制度	医療保険の自己負担金や介護保険の自己負担金が、一定の額を超えた場合に、その超えた分を支給または、減額するものです。 自己負担額の上限額などの詳細については、右記にお問い合わせください。	【医療保険に関すること】 各医療保険の保険者へ 【介護保険に関すること】 長寿課 66-1176

11) 若年性認知症の方のための支援

ここでは、これまでご紹介してきた支援内容以外で、若年性認知症の方が利用していただける制度についてご紹介します。

① 相談窓口

支援内容 (支援団体名)	概 要	問い合わせ先
基幹相談支援センター (障がい者支援センター)	65 歳未満の方がご相談いただける窓口です。 障害福祉サービスのご紹介や利用支援なども行います。	68-3612
若年性認知症 コールセンター	認知症介護研究・研修大府センター内に設置されており、若年性認知症に関する様々な相談に対して、専門の教育を受けた相談員が対応します。	0800-100-2707 (フリーコール)

②利用できる支援

支援内容 (支援団体名)	概 要	問い合わせ先
障害者手帳の 取得により 利用できる支援	認知症と診断され、一定の精神障害の状態にあることが認定された場合、「精神障害者保健福祉手帳」を取得できます。また、脳血管性認知症やレビー小体型認知症などで、身体症状がある場合は「身体障害者手帳」に該当することもあります。手帳取得の際は、医師の診断書が必要となりますので、医療機関に相談の上でご来庁下さい。 手帳を取得することにより、税制の優遇措置、公共交通料金や施設の利用料の割引等が受けられます。	福祉課 66-1106 ※制度の詳細については、こちらへお問い合わせください。
介護に関する サービス	40 歳以上で認知症の診断を受けた方は、介護保険制度を利用できます。40 歳未満の方で、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳を取得された方は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが利用できます。	
自立支援医療 (精神通院医療)	認知症で精神科や心療内科など指定医療機関へ通院する場合の医療費（薬局、デイケア、訪問看護を含む）の本人負担が軽減されます。	
精神障害者医療 後期高齢者福祉医療	自立支援医療対象の精神障害の通院治療に要した医療費の自己負担分を全額助成します。 精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級の交付を受けている方は、保険診療の自己負担分を全額助成します。	保険年金課 66-1102
障害年金制度	一定の障害の状態にあり、生活や仕事などが制限される場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。 障害年金を受け取るには、年金保険料の納付状況、年齢などの要件があります。	豊橋年金事務所 0532-33-4111 保険年金課 66-1101

認知症サポーターになりましょう！

ご近所の方、スーパー・コンビニ等の商店、金融機関等地域で働く方たちが、認知症について正しい知識を持ち、優しい声かけや見守り等を行っていただくことで、認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らしていくことができます。

認知症サポーターとは？

認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を地域で温かく見守る応援者です。

認知症サポーターになるには？

「認知症サポーター養成講座（60～90分）」を受講すれば、どなたでもなることができます。

・養成講座は、市内の在住・在勤の方の自治体・ボランティア等の団体、企業、学校等で行っています。

開催の申し込み・開催の相談は、「蒲郡市社会福祉協議会（0533-69-3911）」・「地域包括支援センター」にお問い合わせください。

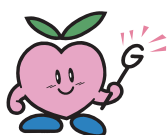
受講者には、認知症サポーターの目印であるオレンジリングをお渡しします。



ONEアクション研修について

認知症の人と接する機会の多い職場で働く方を対象にした研修「ONE アクション研修」（愛知県がプログラムを作成）を実施しています。

ご相談・申し込みは、蒲郡市社会福祉協議会にお問い合わせください。



ひとりでも多くの方に認知症の方や家族の応援者になっていただくことが、認知症になっても安心して暮らしていけるまちづくりの第一歩です。

認知症地域支援推進員です！

認知症になっても、安心して暮らせる蒲郡となるよう、認知症への理解を深めていただくための活動を行なっています。

認知症地域支援推進員とは？

認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行います。

認知症地域支援推進員はどこにいるの？

認知症地域支援推進員は、蒲郡市社会福祉協議会（TEL：0533-69-3911）に在籍しています。認知症の取り組みなどについて知りたい方は、蒲郡市社会福祉協議会にご連絡ください。





高齢ドライバー
のみなさん
家族のみなさん

運転に不安を感じたら
まずは相談
気持ちハレバレ
8 0 8 0

加齢に伴い視力障害や筋力の衰えなど、身体機能が低下すると、運転操作のミスへとつながります。これにより、重大な交通事故を引き起こす可能性が高まります。

運転に不安を感じたらお電話ください。
安全運転相談ダイヤル
8 0 8 0
シャープ ハ レ バ レ

● この番号にダイヤルしていただくと、発信場所を管轄する都道府県警察の安全運転相談窓口につながります。
● 受付時間は原則として平日の執務時間内となります。● 通話料は利用者負担となります。

運転に不安を感じたら まずは相談



最近、こんな経験ありませんか？

加齢に伴い、視野障害や筋力の衰えなど身体機能が低下すると、運転操作のミスへとつながります。これにより、重大な交通事故を引き起こす可能性が高まります。

「若い頃とちょっと違うな」「おかしいな」と感じたら、運転免許証返納の時期です。

高齢ドライバーや家族のみなさん
高齢や病気等で運転を続けることに不安を感じたらお電話ください。

安全運転相談ダイヤル

8 0 8 0
シャープ ハ レ バ レ



視野が狭くなったり部分的に見えづらくなった。



身体の動きが若い頃より鈍くなった。



物忘れが多くなった。



運転中ヒヤッとしたことがある。

運転免許証を返納すると「運転経歴証明書」の交付が受けられます※

各種特典も受けられます！
「高齢運転者支援サイト」



運転経歴証明書は、運転免許証に代わる公的な身分証明書として銀行口座の開設時等に利用可能です。その他、タクシー・バスの運賃割引や、宅配料金の割引など様々な特典が受けられます。（自治体により異なります。）

※ 令和元年12月1日からは、運転免許証の有効期間が経過して運転免許が失効した方も運転経歴証明書の交付が受けられます。

警察庁・都道府県警察

警察庁・都道府県警察

蒲郡市では運転免許を返納した方に記念品をお渡ししています。

運転免許証を自主返納された70歳以上の市民の方を対象に、下記の記念品を贈呈しています。

記念品

※いずれか1点をお選びいただけます。

1. 名鉄バスで使える交通系ICカードmanaca 1枚
2,000円分（カード補償金含む）

2. 蒲郡市コミュニティバス共通回数券 2冊
（※1冊は 100円券×12枚）

蒲郡市で運行しているすべてのコミュニティバスでご利用いただけます。

＜令和6年12月現在運行中の路線＞

形原地区 「あじさいくるりんバス」
東部地区 「とがみくるりんバス」
西部地区 「みかんの丘くるりんバス」
三谷地区 「おおしまくるりんバス」
大塚地区 「ひめはるくるりんバス」
西浦地区 「潮風くるりんバス」



3. 三河木綿グッズ

（色・柄等は様々です。お選びいただけませんので、ご了承ください。）

手続き方法・記念品のお渡し方法など、詳細についてのお問い合わせ先

蒲郡市市民生活部交通防犯課（66-1156）

「認知症のことを相談したいけど、どこに相談したらいいかわからない・・・」という方は、
お住いの地区の**「地域包括支援センター」**へご連絡ください。

こんな時もお相談をお受けします

- ・もの忘れについて病院で診てもらっていないけど、どこに受診していいかわからない。
 - ・同じ事を何度も聞くなどの症状に、周囲がどう対応していいかわからない。
 - ・もの忘れで病院に行った方がいいと思うけど、本人が病院に行きたがらない。
 - ・介護保険サービスを利用して欲しいけど、本人が乗り気になってくれない。
- (医療機関受診やサービス利用につながるよう支援しますが、ご本人の症状や状態により、受診やサービス利用につながるまでに時間を要することがありますのでご了承ください。)

<各地区の地域包括支援センターの連絡先等>

センター名	担当地区 (中学校区)	相談対応 曜日・時間	電話番号
東部地域包括支援センター	大塚・三谷	月～金 8:30～17:30	59－6790
中央地域包括支援センター	蒲 郡	月～金 8:30～17:15	69－6674
みらいあ地域包括支援センター	中 部	月～金 8:30～17:30	66－0800
塩津地域包括支援センター	塩 津	月～金 8:30～17:30	56－7125
西部地域包括支援センター	形原・西浦	月～金 8:30～17:30	58－1136

「蒲郡市認知症ガイドブック」 令和6年12月改訂版

監 修 蒲郡市地域包括ケア推進協議会 認知症地域支援部会
発 行 蒲郡市福祉部長寿課地域包括ケア推進室
〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号
電 話 0533-66-1105 FAX 0533-66-3130
Eメール choju@city.gamagori.lg.jp